

帝京大学・帝京大学短期大学における 研究活動に係る不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、帝京大学および帝京大学短期大学(以下、「本学」という。)における研究活動に係る不正行為(以下、「不正行為」という。)を防止することで、研究の公正性、信頼性、質を確保することを目的とする。そのうえで、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切かつ迅速に対処するための措置等に關し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次のような行為をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害(追試または再現を行うために不可欠な実験記録等の資料または実験試料等の隠蔽、廃棄および未整備を含む。)

2 前項に規定する不正行為以外に、研究倫理からの著しい逸脱行為であって、研究活動における不適切な行為(論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等)として対応が必要であると最高管理責任者が判断したものについては、前項に規定する不正行為に準じて対応することができる。

3 この規程において、「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。

4 この規程において、「部局」とは、別表に定める部局をいう。

(行動規範)

第3条 研究者等は、帝京大学・帝京大学短期大学における研究者行動規範(以下、「行動規範」という。)を遵守しなければならない。

(責任体制)

第4条 責任体制として、以下のとおり責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

- (3) 副統括管理責任者
 - (4) 研究倫理教育責任者
- 2 最高管理責任者は、学長とする。最高管理責任者は、行動規範およびこの規程を策定・周知するとともに、研究者等に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者および研究倫理教育責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、不正行為を防止するための対策（以下、「研究不正防止対策」という。）の組織横断的な体制を統括する責任者であり、本学全体の具体的な研究不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の統括管理責任者を補佐するため、副統括管理責任者を置くことができる。
- 5 統括管理責任者および副統括管理責任者は、最高管理責任者が指名した者とする。
- 6 各部局における研究不正の防止等について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、別表に定める各部局の長をもって充てる。
- 7 研究倫理教育責任者は、各部局において、次に掲げる事項がなされるよう取組を行う。
- (1) 自己の管理監督または指導する各部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正の防止を図るため、自己の管理監督または指導する各部局の研究者等に対し、各部局における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を定期的に実施し、受講状況を管理監督する。
- 8 研究倫理教育責任者は、各部局の状況に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究者倫理委員会)

第5条 最高管理責任者の下に、本学の研究不正防止対策を審議するため、研究者倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(研究データの保存、開示)

第6条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

2 前項の一定期間については、別に定める。

(通報窓口)

第7条 不正行為に係る通報、情報提供等に対応するため、通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、本部総務課に設置する。

3 通報窓口は、通報者および情報提供者の人権、個人情報等を保護するよう適切な方法を講じなければならない。

(通報の方法)

第8条 次にあげる行為に係る疑いが存在すると思料する者は、通報窓口を通じ、通報を行うことができる。

(1) 不正行為が行われている、あるいは行われた。

(2) 不正行為が行われようとしている。

(3) 不正行為を求められている。

2 通報は、通報窓口に対して書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて行うものとする。

3 通報を行うにあたっては、原則として、通報者は次の事項を明らかにすることとする。

(1) 通報者の氏名

(2) 不正行為を行ったあるいは行おうとする研究者等（以下、「被通報者」という。）の氏名

(3) 当該研究者等が行った行為の内容

(4) 関係する論文等の名称

(5) 当該行為を不正行為とする科学的合理性のある理由

4 匿名による通報等、前項の要件の全てを満たさない通報であっても、合理性、検証可能性があるものは統括管理責任者、副統括管理責任者間での協議に基づき、最高管理責任者の承認をもって調査対象とすることができます。

(通報の受付)

第9条 通報窓口は、通報者に対し、通報を受け付けたことを通知する。

2 通報窓口は、通報があった場合には、すみやかに統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。

3 通報の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者はその判断で通報があった場合に準じた取り扱いをすることができる。

4 最高管理責任者は、大学からの監査、学会等の科学コミュニティや報道での指摘、その他の方法により、相当の情報に基づき不正行為があると疑われる場合、通報があった場合に準じた取り扱いをすることができる。

5 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているとの通報に相当の理由があると認められたときは、最高管理責任者が被通報者に警告を行う。

(通報者・被通報者の取扱い)

第10条 本学は、通報窓口に寄せられた通報者、被通報者、調査協力者、通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで、通報者および被通報者の意思に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、研究倫理教育責任者、研

究倫理教育副責任者および本通報に係る調査委員等) 以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するよう適切な措置を講じなければならない。

2 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。

3 本学は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的または全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしたりしてはならない。

(守秘義務)

第11条 調査関係者は、当該業務に関連して知り得た個人情報・機密情報に対し、守秘義務を負う。調査業務に従事しなくなった後も同様とする。

(予備調査委員会)

第12条 最高管理責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次に掲げる調査委員をもって組織する。

(1) 専門的知識を有する学内の者で最高管理責任者が指名した者 若干名

(2) 研究者倫理委員会の委員のうち最高管理責任者が指名した者 1名

(3) その他最高管理責任者が必要と認めた者

3 予備調査委員会の委員長は、調査委員のうち最高管理責任者が指名した者とする。

4 調査委員は、通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならぬ。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、予備調査委員会に予備調査を行わせ、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査委員会の報告に基づき、本調査の要否を決定する。

2 最高管理責任者は、被通報者に対し、証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置を講じることができる。

3 予備調査においては、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、通報された事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、または被通報者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど、通報内容の合理性、調査可能性等について判断を行う。

4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を通報者および被通報者に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。

6 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を当該事案に係る配分機関および関係府省庁に報告する。

(調査委員会)

- 第14条 最高管理責任者は、前条第1項において本調査を行うと判断した場合は、本調査を実施するため、調査委員会を置く。
- 2 調査委員会は、次に掲げる調査委員をもって組織する。
- (1) 統括管理責任者
 - (2) 被通報者が所属する部局の研究倫理教育責任者
 - (3) 外部有識者
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 第2項第3号の調査委員の数は、調査委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 5 調査委員は、通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならぬ。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者および被通報者に通知するものとする。
- 7 前項の内容に対し、通報者および被通報者は、前項の通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し異議申立てをすることができる。
- 8 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者および被通報者に通知する。

(本調査)

- 第15条 調査委員会は、本調査の実施の決定の日から原則として30日以内に本調査を開始する。
- 2 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 関係者からの聴取
 - (2) 通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (3) 再実験の要請
 - (4) その他調査に合理的に必要な事項
- 3 調査委員会は、本調査の実施にあたっては、被通報者の弁明を聴取する機会を設けなければならない。
- 4 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
- 5 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 6 調査の対象には、通報された事案に係る研究活動のほか、最高管理責任者の判断により当該調査に関連した被通報者の他の研究活動を含めることができる。
- 7 通報された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験など

により再現性を示すことを被通報者に求める場合、または被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

8 調査委員会の調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第16条 調査委員会は、調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

3 被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

4 調査委員会は認定した場合、直ちに最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知)

第17条 前条の報告を受けた最高管理責任者は、すみやかに調査結果を通報者および被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に文書により通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該事案に係る配分機関および関係府省庁に報告する。

3 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。

(不服申立て)

第18条 不正行為を認定された被通報者は、調査結果を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。

3 最高管理責任者は、当該不服申立てが不正行為を行った旨の認定に対するものであるときは、配分機関および関係府省庁に報告するものとする。不服申立てを却下または再調査を開始すると決定したときも同様とする。

(不服申立ての審査)

第19条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門

性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 調査委員会は、被通報者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かをすみやかに決定する。
- 3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。
- 4 不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案のすみやかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 5 前項の協力が得られない場合には、調査委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として、不服申立てを受けた日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定する。
- 7 調査委員会は、前項の結果をすみやかに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関および通報者に通知する。
- 8 最高管理責任者は、当該不服申立てが不正行為を行った旨の認定に対するものであるときは、再調査の結果を、当該事案に係る配分機関および関係府省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第20条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、すみやかに調査結果を公表する。

- 2 前項について、個人情報または知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、次の各号の内容を含めて公表する。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名および所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名および所属
 - (5) 調査の方法、手順等
- 3 前項にかかるらず、不正行為時に学生であった場合や論文等が告発前に取り下げられていた場合においては不正行為に関与した者の氏名や所属を公表しないことができるものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかつたとの認定があつた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合および論文

等に故意によるものでない誤りがあった場合は、その調査結果を公表する。

- 5 悪意に基づく通報の認定があったときは、原則として、あわせて通報者の氏名・所属を公表する。

(通報者および被通報者に対する措置)

第21条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

- (1) 不正行為への関与が認定された者および関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）が、本学に所属する研究者等の場合は就業規則等に定める懲戒処分の対象とするとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
 - (2) 被認定者に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。
 - (3) 本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、就業規則等に定める懲戒処分の対象とするほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きをを行うことがある。
- 2 本学は、予備調査、本調査または再調査の結果、通報に係る不正行為の事実が認められなかつた場合であつても、直ちにこのことをもって、悪意に基づく通報を行ったとみなし、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学所属の教職員等である場合は就業規則等に定める懲戒処分の対象とし、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、帝京大学先端総合研究機構研究コンプライアンス室が改訂案を起案し、研究コンプライアンス委員会に付議し、帝京大学学長および帝京大学短期大学学長の決裁を経て、理事長の承認を得るものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるものの他、研究活動の不正行為防止について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2018（平成30）年6月1日から施行する。
- 4 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

- 5 この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
 6 この規程は、2022（令和4）年9月1日から施行する。
 7 この規程は、2025（令和7）年12月1日から施行する。

別表

部局	研究倫理教育責任者 (部局の長)	研究倫理教育副責任者
医学部（各附属病院を含む）	学部長	医学部附属病院病院長 医学部附属溝口病院病院長 ちば総合医療センター病院長
薬学部	学部長	
経済学部	学部長	
法学部	学部長	
文学部	学部長	
外国語学部	学部長	
教育学部	学部長	
理工学部	学部長	
医療技術学部	学部長	
福岡医療技術学部	学部長	
帝京スタディアプロードセンター (日本語予備教育課程)	科長	
医学研究科	研究科長	
薬学研究科	研究科長	
経済学研究科	科長	
法学研究科	科長	
文学研究科	科長	
外国語研究科	科長	
理工学研究科	研究科長	
医療技術学研究科	研究科長	
保健学研究科	研究科長	

教職研究科	科長	
公衆衛生学研究科	研究科長	
助产学専攻科	科長	
医真菌研究センター	センター長	
産業環境保健学センター	センター長	
部 局	研究倫理教育責任者 (部局の長)	研究倫理教育副責任者
心理臨床センター	センター長	
共通教育センター	センター長	
教職センター	センター長	
高等教育開発センター	センター長	
日本語教育センター	センター長	
スポーツ医科学センター	センター長	
文化財研究所	所長	
ラーニングテクノロジー開発室	室長	
地域活性化研究センター	センター長	
医療共通教育研究センター	センター長	
臨床研究センター	センター長	
アジア国際感染症制御研究所	所長	
産学連携推進センター	センター長	
女性医師・研究者支援センター	センター長	
沖永総合研究所	所長	
シミュレーション教育研究センター	センター長	
先端総合研究機構	機構長	
人間文化学科	学科長	
現代ビジネス学科	学科長	